

投資信託及び投資法人に関する法律施行令案要綱

投資信託及び投資法人に関する法律の施行に伴い、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令の全部を改正するこの政令を制定することとする。

第1 総則

1. 題名の改正

政令の題名を「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」に改めることとする。

第2 投資信託制度

1. 権限を委託できる者の範囲

委託者の指図権限を委託することのできる対象者として信託会社等を追加することとする。
(第2条、第4条関係)

2. 特定資産の範囲

従来、運用対象資産として認められていた有価証券及び有価証券デリバティブに係る各権利に加え、不動産、不動産の賃借権、地上権、金銭債権、約束手形、金融先物取引等に係る権利、金融デリバティブ取引に係る権利、信託受益権及び匿名組合出資持分を特定資産として指定することとする。
(第3条関係)

3. 証券投資信託の定義

「主として有価証券」から不動産を含めた幅広い資産へ運用対象資産が拡大したことに伴い、証券投資信託の定義に関する規定の整備を行うこととする。
(第5条関係)

4. 金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外

今回の法改正により、金銭信託以外の投資信託が明文で禁止されたが、金銭信託以外の投資信託が例外的に認められる場合を定めることとする。
(第8条関係)

5. 受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外

投資信託委託業者は、受益証券又は金銭の預託を受けることを禁止されているが、認可を受けて宅地建物取引業を営む場合等に金銭の預託を受けることを認めることとする。
(第15条関係)

6. 投資信託委託業に係る行為準則

(1) 投資信託委託業者と投資信託財産間の取引禁止の例外

投資信託委託業者は、自己又はその取締役と運用の指図を行う投資信託財産との間における取引を禁止されているが、届出をして不動産の管理業務を営む場合等における投資信託財産の不動産の管理の受託等の取引を認めることとする。
(第16条関係)

(2) 投資信託財産相互間の取引禁止の例外

投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産相互間における取引の指図を禁止されているが、投資信託契約の終了に伴う取引等を例外として認めることとする。

(第 17 条関係)

(3) 投資信託財産と投資法人間の取引禁止の例外

投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間における取引の指図を禁止されているが、前項同様の例外を認めることとする。

(第 18 条関係)

(4) 相場性のある特定資産の指定

投資信託委託業者は、受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって、相場を利用して正当な根拠を有しない取引を行うことを禁止されているが、特定資産の範囲が拡張されたことに伴い、規制対象資産として不動産、金銭債権、金融オプション等を追加することとする。

(第 19 条関係)

(5) 投資信託委託業者の利害関係人等の範囲

投資信託委託業者は、その利害関係人等の顧客等の利益を図るために取引の指図を行うこと等を禁止されているが、今回、投資法人の投資法人債を新設したことに伴い、投資法人が発行する投資口又は投資法人債の合計の 2 分の 1 超の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者を利害関係人等に追加することとする。

(第 20 条、第 21 条関係)

7. 特定資産の価格を調査する者

特定資産の取得又は譲渡が行われた場合に資産の価格等の調査を行う者として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等を定めることとする。

(第 22 条、第 34 条、第 49 条関係)

8. 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

書面交付義務の課される利益相反取引の相手方、取引態様及び書面交付の対象者を定めることとする。

(第 30 条関係)

9. 投資法人資産運用業に係る行為準則

投資法人型につき、前記 6 と同様の規定を設けることとする。

(第 33 条関係)

10. 利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付

投資法人型につき、前記 8 と同様の規定を設けることとする。

(第 36 条関係)

11. 兼業の範囲

兼業業務として、不動産投資に関し助言を行う業務、不動産の管理業務及び金融先物取引業を追加することとする。

(第 38 条、第 39 条関係)

12. 信託会社等の行為準則

今回、新設された委託者非指図型投資信託につき、前記 6 と同様の規定を設けることとす

る。

(第44条、第45条、第46条関係)

13. 信託会社等の利害関係人の範囲

委託者非指図型投資信託につき、前記6(5)と同様に利害関係人等の範囲を定めることとする。(第47条関係)

14. 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

委託者非指図型投資信託につき、前記8と同様の規定を設けることとする。(第52条関係)

第3 投資法人制度

1. 資産の運用の範囲

投資対象となる資産の範囲が拡張したことに伴い、投資法人が規約に定める資産運用の対象及び方針に従い特定資産について行いうる取引の範囲を拡張することとする。(第95条関係)

2. 投資法人との取引禁止の例外

投資法人は、投資信託委託業者等と資産の運用に係る一定の行為を行うことを禁止されているが、前記6(1)と同様に取引の認められる例外を定めることとする。(第96条関係)

第4 雑則

1. 関係行政機関の長との協議等

建設大臣との協議等の対象を定めることとする。(第100条、第101条関係)

2. 権限の委任

投資信託委託業者の認可等に係る金融庁長官の権限の委任について、所要の規定の整備を行うこととする。(第102条関係)

第5 その他

1. 施行期日

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成12年11月30日)から施行することとする。